

補助金交付申請書兼誓約書

〇〇年 〇月 〇〇日

士幌町長 様

申請者

住 所	〒080-1200 士幌町字士幌 〇〇番地
フリガナ	シホロ 〇〇〇〇
氏 名	士幌 〇〇
電 話	01564-〇-〇〇〇〇

士幌町既設太陽光発電設備用蓄電池導入補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、補助金の交付を申請します。また、この申請に基づく審査に当たり、士幌町が保有する情報（税情報等）について閲覧、調査及び関係機関に問い合わせること並びに施工業者に下記の事項等について問合せをすることも同意します。

記

1 設置予定場所	士幌町字士幌〇番地
蓄電池の容量 2（小数点以下第2位切捨て） 補助金算定額（千円未満切捨て）	① 9 9 kW × 20,000 円 = 198 ,000 円 (※35,000 円) 上限 10kwh 上限 200,000 円(※350,000 円) ② 4,800Ah・セル未満 ・ 4,800Ah・セル以上
3 工事着手日（予定）	〇〇年 〇〇月 〇〇日
4 工事完了日（予定）	〇〇年 〇〇月 〇〇日
5 施工予定業者	業者名 〇〇株式会社 連絡先 01564-5-〇〇〇〇
6 補助金交付申請額	198 ,000 円（千円未満切捨て） 内容によっては、施工業者に直接 問い合わせる場合もあります。

※北海道の実施する住まいのエネルギー効率化推進事業補助金交付要綱第5条第1項第4号及び別表2に規定する要件を満たす場合に適用する。

【添付書類】

- ☐ 補助対象経費に関する費用の内訳が記載された見積書等の写し
☐ 蓄電池容量が確認できるものの写し
☐ 交付申請時点において、FIT 又は FIP の認定を受けていないことを証明する書類
☐ 町外に住所を有する者等にあつては、その市区町村が発行する住民票
☐ 町外に住所を有する者等にあつては、その市区町村が発行する住民票又は登記簿謄本の写し
☐ その他町長が必要と認める書類

再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取期間満了のお知らせなど

該当する添付書類にチェックをしてください。

令和5年4月1日～7月12以前に契約された方は、ここにチェックを入れ、契約書を添付してください。

「補助金」の振込先

金融機関名	信金・信組 〇〇	本店・本所
	農協・銀行	支店
種目	普通・当座	口座番号
フリガナ	シホロ 〇〇	
名義人	士幌 〇〇	

(裏面 誓約書)

(裏面)

誓約書

士幌町より補助金の交付を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 蓄電池は、未使用品であること。(中古品は、対象外。ただし、リユース品は認めるものとする。)
- 2 蓄電池は、性能が保証され、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
- 3 蓄電池は、各種法令に順守した設備であること。
- 4 4,800Ah・セル以上である場合、とちろ広域消防事務組合火災予防条例(平成 28 年条例第 8 号)で定める安全基準の対象となるものであること。
- 5 設置者が士幌町税を滞納しないこと。また、士幌町以外の者は、現に住所を有する市区町村税を滞納しないこと。
- 6 再エネ特措法に基づく FIT (固定価格買取制度) の認定又は FIP 制度の認定を取得していないこと。
- 7 自家消費を優先した運用ができるものとする。
- 8 事業の完了後、30 日以内又は当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに必要書類を町長に提出すること。
- 9 蓄電池は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供しないこと。
- 10 国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
- 11 関係法令及び条例の規定に従い、蓄電池を処分すること。
- 12 蓄電池は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。(※設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。)
- 13 蓄電池を購入する場合、町内事業者から購入すること。

〇年

〇月

〇日

署名

士幌 〇〇
